

## 地域ケア会議から政策形成につなげる仕組みについて

## 1 現 状

- ・ 地域ケア会議は、介護保険法に位置付けられた「会議」である
- ・ 地域ケア推進会議は、行政が主催し、地域づくり・資源開発や政策形成の目的・機能をもつ
- ・ 本市では、市包括運営協議会を「大阪市地域ケア推進会議」と位置づけていた
- ・ 各区においては、地域ケア会議から見てきた課題を政策形成につなげるために、区の実情に合わせて「区地域ケア推進会議」を開催

開催主体	名 称	機 能
地域包括支援センター	個別支援のための地域ケア会議	個別課題解決 ネットワーク構築 地域課題発見 地域づくり・資源開発
	ふり返りのための地域ケア会議	
	課題抽出のための地域ケア会議	
	自立支援型ケアマネジメント検討会議	
区	各区地域ケア推進会議	地域づくり・資源開発
福祉局	大阪市地域ケア推進会議(市包括運営協議会)	政策形成

## 2 課 題

- ・ 市レベルで取り組むべき課題は各施策の所管課に情報提供を行い、市包括運営協議会の場で集約した課題の結果報告を行ってきたが、市レベルの課題を施策反映するプロセスが明確でないとの指摘がある。

## 市包括運営協議会での意見

- ・ 地域ケア会議から見てきた課題を、施策反映する流れが明確ではない。
- ・ 市包括運営協議会は、地域包括支援センターの運営に関する協議会であり、高齢者施策全体の課題等について議論を行う場ではなく、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を検討する会議等で諮る必要がある。

## 3 地域ケア会議から見てきた市域の課題の高齢者福祉専門分科会への諮問について

- ・ 地域ケア会議から見てきた課題については、計画に反映（施策反映）させていくことで、ボトムアップの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画になる
- ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗管理と合わせて、社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会で議論していくこと必要
- ・ 市包括運営協議会において集約している地域ケア会議から見てきた市レベルで取り組む課題については、従来通り各所管課で検討したうえでその内容をとりまとめ、年に1回、高齢者福祉専門分科会に諮ることとする。

# 地域ケア会議から政策形成につなげる仕組み(案)

